

令和 2 年4月24日

学生、教職員の皆様へ

学 長 上 田 孝 典

福井県緊急事態措置の休業等の要請を受けた本学の対応について

福井県緊急事態措置について、4月23日に追加要請があり、文教施設(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校)、及び大学・学習塾等は「基本的に休止を要請する施設」の対象となりました。要請を受けた4月25日(土)から5月6日(水)までの間、下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

なお、附属幼稚園及び附属病院は、「基本的に休止を要請しない施設(社会生活を維持するうえで必要な施設のため継続を要請)」とされておりますので、引き続き適切な感染防止対策を講じてください。

記

1. 学生の教育及び課外活動について

- ・学生の登校及び課外活動を原則禁止とする。不要不急の外出を避け、自宅等に待機する。
なお、研究室での活動も原則禁止とする。
- ・窓口の対面での手続き・相談は行わないので、授業、授業料の納入、奨学金申請、就職活動等に関する相談は、「新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針」記載の担当に、メールまたは電話で相談すること。

2. 研究活動について

- ・原則として、在宅での研究活動のみとする。ただし、研究継続に必須となる生物・精密機器等の維持のため、最低限の人員(原則として、学生を除く)のみ入構可能とする。

3. 大学業務について

- ・原則として、自宅待機または在宅勤務とする。ただし、大学機能の維持に必要な人員のみ入構可能とする。また、学外者については、大学運営に不可欠な業務を行う者のみ入構可能とする。

4. その他

- ・必要な範囲において学内施設を利用する際には、手洗い・消毒などの適切な措置を講ずるとともに、3つの「密」を徹底的に避けること。
- ・引き続き、「新型コロナウイルス感染防止に向けた学生の行動指針」及び「新型コロナウイルス感染防止に向けた職員の行動指針」を遵守すること。

【本件担当・連絡先】 総務部総務課

内線：2015, 2013

E-mail: s-soumu@ad.u-fukui.ac.jp